

## 令和2年度野辺地町防災士養成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、町民の防災力の向上を図るため、自主防災組織に所属する者の防災士資格取得に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において自主防災組織に所属する者に対し、防災士養成事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付の対象者は、規約、防災計画、組織図等により、平常時及び災害時における活動を明確にしており、町に設立の届出を行った自主防災組織に所属する者とする。

### (補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和2年4月1日から令和3年3月25日までの間に実施する防災士資格取得に係る事業とし、原則として1自主防災組織1名とする。ただし、申請数により予算内の場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とし公共性を欠くもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) その他町長が適当でないと認めるもの

### (補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に直接要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 新たに防災士の資格取得に係る研修受講料
- (2) 新たに防災士の資格取得に係る合格後の認証登録料
- (3) 消防吏員特例による防災士認証登録料

### (補助金の額)

第5 補助金の額は、研修受講料に対し15,000円とし、認証登録料に対し5,000円とする。

### (交付申請)

第6 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、別に定める期間内に補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の別紙1）
- (2) 収支予算書（様式第1号の別紙2）
- (3) その他関係書類

(交付決定)

第7 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合の条件となる。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業内容変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出してその承認を受けること。ただし受講日、受講場所等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助対象事業の状況、補助対象事業の経費の收支及びその他補助対象事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げ)

第9 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は令和3年4月9日のいずれか早い期日までに、町長に対し事業実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第5号の別紙1）
- (2) 収支決算額内訳表（様式第5号の別紙2）及び支払を証する書類の写し
- (3) 研修履修証明書等及び認証状等写し
- (4) その他関係書類

(補助金の額の確定)

第11 町長は、事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を決定し、補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第12 補助金は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。